

埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために、埼玉県性の多様性に関する施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる必要な事項のうち、知事が提示する議題について検討する。

- (1) 性の多様性に関する県の取組に関すること。
- (2) その他知事が必要と認める事項に関すること。

(構成員)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 性の多様性又は男女共同参画、人権に関する学識経験のある者
- (2) 性の多様性に関する当事者支援団体の者
- (3) 民間企業者団体及び労働者団体の者
- (4) 市町村の職員

(委員長)

第4条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(推進会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は原則として公開する。ただし、推進会議を公開することにより、公正かつ円滑に議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところにより、非公開とすることができる。
- 3 第3条第4号の委員が出席できない場合は、代理の者が出席することができる。

(関係者の出席)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、県民生活部人権・男女共同参画課において処理す

る。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。